

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第13条の2第1項	特定施設の構造等の改善命令又は施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の停止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第12条の3に規定する者が有害物質を含む要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。